

社会福祉法人藤嶺会では、介護職員処遇改善加算Ⅰ・介護職員特定処遇改善加算を算定し、職員の賃金、福利厚生、資質の向上に努めています。

○具体的な取り組みとして

- ①賃金改善
- ②キャリアパス
- ③職場環境の改善
- ④その他(非正規職員から正規職員への転換、職員増員による業務負担の軽減、非正規雇用職員の未期限雇用)

・処遇改善加算は、介護職員の賃金向上を目的に、介護報酬を加算して支給する制度です。2011年まで実施されていた介護職員処遇改善交付金を引き継ぐ形で、2012年に運用が開始されました。加算を取得した事業所は、加算額に相当する賃金改善を実施しなければなりません。

・介護職員等特定処遇改善加算については、2019年10月より「経験・技能のある介護職員」の処遇改善を目的として、介護職員処遇改善加算に上乗せする形で介護報酬を加算して支給する制度として導入されました。

「勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うこと」を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつも、「勤続10年」の考え方は事業所の裁量で設定できます。